

文部大臣 前田多門 団

内閣総理大臣男爵 幡原喜重郎殿

238 学校における宗教教育の取扱方改正要領に付指令

(昭和二十年十月)

学校ニ於ケル宗教教育ノ取扱方改正要領

今般学校ニ於ケル宗教教育ノ取扱方改訂シ従来ノ方針ニ改訂ヲ加ヘ左記ノ通トシ直チニ実施スルモノトス

文甲第八六号	案	昭和二十年十月十二日	裁可	昭和二十年十月十二日	開議	昭和二十年十月十二日	施
			内閣書記官	(佐藤(英江)・若倉)	印	印	行

内閣總理大臣	花押	内閣書記官長	(次田)
外務大臣	花押(吉田)	海軍大臣	(米内)
内務大臣	花押(堀切)	農林大臣	花押(松村)
大蔵大臣	花押(後藤)	司法大臣	花押(岩田)
陸軍大臣	花押(下村)	商工大臣	花押(小笠原)
		運輸大臣	花押(田中)
		次官國務大臣	花押(松本)
			花押(次田)

(注記2) 学校ニ於ケル宗教教育ノ取扱方改正要領

別紙文部大臣請議

右閣議ニ供ス

指令

学校ニ於ケル宗教教育ノ取扱方改正要領請議ノ通

発国二〇八号

請議

学校ニ於ケル宗教教育ノ取扱方改正要アルヲ認メ別紙要領ヲ

具シ閣議ヲ請フ

昭和二十年十月十一日

第一、●官公立学校等ニ於ケル宗教上ノ教育儀式施行禁止ノ件
参 照

明治三十二年八月三日 文部省訓令第十二号

北海道庁 府県 文部省直轄学校

一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要ト
ス依テ官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ
於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式
ヲ行フコトヲ許サザルベシ

第二、●宗教的情操ノ涵養ニ關スル件

昭和十年十一月二十八日発普第一六〇号文部次官通牒

各地方長官

明治三十二年文部省訓令第十二号ハ當該学校ニ於テ特定ノ教
派宗派教会等ノ教義ヲ教ヘ又ハ儀式ヲ行フヲ禁止スルノ趣旨

ニ有之宗教的情操ヲ涵養シ以テ人格ノ陶冶ニ資スルハ固ヨリ
之ヲ妨ゲルモノニアラズ然ルニ從来之ガ運用ニ關シ往々其ノ
適正ヲ欠キ為ニ教育上遺憾ノ点無シトセザルヲ以テ今般此等
学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ關シ留意スベキ要項ヲ左ノ
通定メタリ依テ学校当事者ニ対シ篤ト其ノ趣旨ヲ示達シ以テ
遺憾無キヲ期セラレ度此段依命通牒ス

記

一、宗派的教育ハ家庭ニ於ケル宗教上ノ信仰ニ基キテ自然ノ
間ニ行ハルルト共ニ宗教團体ノ活動ニヨル教化ニ俟ツモノ
ニシテ学校教育ハ一切ノ教派宗派教会等ニ対シテ中立不偏
ノ態度ヲ保持スベキモノトス

二、学校ニ於テハ家庭及社会ニ於ケル宗派的教育ニ対シ左ノ
態度ヲ保持スベキモノトス

1. 家庭及社会ニ於テ養成セラレタル宗教心ヲ損フコト

ナク生徒ノ内心ヨリ發現スル宗教的欲求ニ留意シ苟モ之

ヲ輕視シ又ハ侮蔑スルガ如キコトナカラシヲ要ス

2. 正シキ信仰ハ之ヲ尊重スルト共ニ苟モ公序良俗ヲ害
フガ如キ迷信ハ之ヲ打破スルニ力ムベシ

三、学校ニ於テ宗派的教育ヲ施スコトハ絶対ニ之ヲ許サザル

モ人格ノ陶冶ニ資スル為學校教育ハ固ヨリ教育勅語
ヲ中心トシテ行ハルベキモノナルガ故ニ之ト矛盾スルガ如
キ内容及方法ヲ以テ宗教的情操ヲ涵養スルガ如キコトアル
ベカラズ

宗教的情操ノ涵養ニ關シ學校教育上特ニ留意スベキ事項大
凡左ノ如シ

1. 修身、公民科ノ教授ニ於テハ一層宗教的方面ニ留意
スベシ

2. 哲學ノ教授ニ於テハ一層宗教ニ關スル理解ヲ深メ宗
教的情操ノ涵養ニ意ヲ用フベシ

3. 國史ニ於テハ宗教ノ國民文化ニ及ボシタル影響、偉
人ノ受ケタル宗教的感化、偉大ナル宗教家ノ伝記等ノ取
扱ニ留意スベシ

4. 其他ノ教科ニ於テモ其ノ教材ノ性質ニ応ジ適宜宗教
的方面ニ注意スベシ

5. 宗教ニ關スル適當ナル参考圖書ヲ備ヘ生徒ノ修養ニ
資セシムルモ亦一方法タルベシ

6. 追弔会、理科祭、遠足、旅行等ニ際シテハ之ヲ利用

シテ宗教的情操ノ涵養ニ資スベシ

7. 授業ニ差支無キ限り適當ノ機会ニ於テ高徳ナル宗教家等ノ修養談ヲ聽カシムルモ亦一方法タルベシ

8. 校内又ハ校外ニ於ケル教員及生徒ノ宗教ニ關スル研究又ハ修養ノ機関ニ對シ適當ナル指導ヲ加ヘ寬容ノ態度ヲ保持セシムベシ

9. 以上各項ノ実施ニ際シテハ一宗一派ニ偏セザル様特ニ注意スベシ

(注記1)

〔添〕

(直轄學校長、公私立大學へ文部次官通牒)
〔高等学校專門學校長へ文部次官通牒〕

學校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ關スル件ニ就キ今般地方長官ニ對シ別紙ノ通依命通牒ヲ發シタルニ付御了知相成度
(別紙前掲)

第三、訓令案

文部省訓令第 号

都府県宛

私立學校ニ於テハ自今明治三十二年文部省訓令第十一号ニ拘ラズ法令ニ定メラレタル課程ノ外ニ於テ左記条項ニ依リ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ得

記

一、生徒ノ信教ノ自由ヲ妨害セザル方法ニ依ルベシ
二、特定ノ宗派教派等ノ教育ヲ施シ又ハ儀式ヲ行フ旨學則ニ

明示スベシ

三、右実施ノ為生徒ノ心身ニ著シキ負担ヲ課セザル様留意スベシ

年 月 日

文 部 大 臣

(注記2)

〔〔未審〕〕(簿冊内件名番号)
〔〔四〕〕(簿冊内件名番号)
〔〔公文類集〕第六十九編 卷五十七 昭和二十年〕

〔〔公文類集〕第六十九編 卷五十七 昭和二十年〕

〔〔公文類集〕第六十九編 卷五十七 昭和二十年〕

〔〔公文類集〕第六十九編 卷五十七 昭和二十年〕